

健康を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、お医者さんにかかるときの医療費にあてる助け合いの制度です。

平成29年度の国民健康保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護給付金に係る介護分(40歳~64歳の人)を合わせた額(表1)です。

■納付通知書

6月に保険料の納付通知書を送付します。納期は6月末から来年3月までの10期割です。必ず納期内に納付してください。口座振替の人は自動的に振替します。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出をすれば口座振替に変更することもできます。天引き対象外の保険料は、口座振替や金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

■擬制世帯主

国保の各種届け出や保険料を納める義務は、世帯主にあります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯の中に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。このような国保の加入者でない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。この場合、世帯主の所得は保険料計算の対象にはなりません。

◆問い合わせ 国保医療課・保険料収納課

平成29年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計となります。平成29年度から法律等の改正により、軽減対象世帯が拡大されます。

■平成29年度保険料率 (表1)

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.56%	3.44%	3.8%
均等割	25,280円	10,950円	12,430円
世帯平等割	18,710円	8,110円	6,400円
賦課限度額	54万円	19万円	16万円

■法定軽減対象の基準額の変更について

低所得者の負担軽減のため、下表のとおり法定軽減(均等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、対象が拡大されます。

法定軽減	平成29年度	平成28年度
5割	33万円+27万円×被保険者数	33万円+26万5千円×被保険者数
2割	33万円+49万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数

※世帯主と、国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象になります。
※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。
※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

■保険料算出の例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の人)に該当する場合。

世帯の所得	法定軽減	保険料
33万円	7割	60,840円
141万円	5割	261,290円
229万円	2割	452,430円
300万円		598,150円
400万円		735,430円

国民健康保険料等の負担を軽減 非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要で、次の①②の要件をいずれも満たす人。

- ① 離職時点65歳未満
- ② 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。

※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や、失業給付以外の所得は、失業給付者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

所得は対象外です。▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

(例)平成28年3月31日から29年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成29年度までの保険料と離職月の翌月から平成30年7月までの高額療養費負担限度額等

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減は終了となります。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

証、印かん ※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.1倍に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内②その他、特に必要と認められた場合

後期高齢者医療

保険料の軽減率変更

平成29年4月分から

後期高齢者医療保険料は、全員に負担いただく定額部分(均等割)と、所得に応じて負担いただく部分(所得割)があります。

平成28年度まで、保険料の軽減措置がありました。平成29年4月分から軽減率が変更になりました。

※保険料の通知は7月中旬に送付します。

■均等割の軽減率 7割(変更前は9割)

※世帯の所得が低い元被扶養者は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。対象 元被扶養者(制度加入の前日まで、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人) ※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は除く。

■所得割の軽減率 2割(変更前は5割)

対象 賦課のもととなる所得金額(※)が58万円以下の人

(※)平成28年中の総所得金額等-33万円(基礎控除額)

保険料の納付方法など詳しくは、広報やわた7月号でお知らせします。

70歳以上の高額療養費の上限額が変更

■変更前(平成29年7月まで)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+1%※3 <44,400円>※4
一般※2	12,000円	44,400円

※1 窓口の負担割合が3割の人。

※2 窓口の負担割合が1割または2割で、住民税課税世帯の人。

※3 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

※4 「44,400円」は過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。

■変更後

(平成29年8月から)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者※1	57,600円	80,100円+1%※3 <44,400円>※4
一般※2	12,000円 <年間上限144,000円>	57,600円 <44,400円>※4

平成29年8月から、70歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療加入者の、高額療養費の上限額が変更されます(住民税非課税世帯は除く)。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になった場合、決められた上限額を超えた額を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まります。

◆問い合わせ 国保医療課